



また、審査請求の趣旨として「新型コロナの影響により、お金がなくなってしまったため、もう払えない。すでに半分以上は納付しているため、残額については免除を希望したく、市税督促に対する審査請求をします。」と述べている。

## 2 処分庁の主張

### (1) 本件処分について

市町村民税（法第41条第1項及び第319条第2項の規定により個人の道府県民税を含む。以下同じ。）に係る督促については、法第329条第1項の規定により、納税者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないとされている。ただし、同条第3項の規定により、市町村においては、当該市町村の条例で同条第1項に規定する期間と異なる期間を定めることができ、本市においては、条例第58条で納期限後30日以内に督促状を発することを定めている。

なお、この発付期限に関する部分は訓示規定であって、この発付期限を経過した日以後に発した督促状であっても、その効力には影響がないと解されている（徳島地裁昭和30年12月27日判決）。

また、法第331条第1項第1号の規定により、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないと定められており、督促状の送付は滞納処分の前提要件となるものである。

これを本件についてみると、審査請求人から分納をするという旨の申出を受け、分納による徴収緩和の方向で市税徴収の実現を図ることとしたため、納期限である令和3年2月1日までに第4期分に係る徴収金が完納されていないものの、この段階においては督促状を送付していない。これは、失職したという審査請求人の事情を考慮したこと、今後の自主納税を推進する上で分納による徴収緩和を行う方が徴収上有利と判断したこと、また、分割による納付計画に沿って完納することにつき、審査請求人から署名押印した納付誓約書の提出を受けたことから、納付計画どおり履行を確認できる限り督促状の送付を要しないと判断したことによる。

しかしながら、納付計画に反して分納2回目及び3回目の納付の不履行が続いたことから、このまま納付がなければ財産の差押えも必要な状況が考えられたため、分納誓約を取消するとともに、審査請求人に対して督促状を送付したものである。なお、分納誓約を取消するまでの間に、審査請求人から納付計画に沿った納付が困難となった旨の連絡を何ら受けていない。

以上より、令和2年度市府民税に係る徴収金の納付がなかったため、法の規定により督促状を送付したものであり、本件処分に何ら違法又は不当な点は認められない。

### (2) 令和2年度市府民税の減免及び滞納処分の執行停止について

審査請求人は、審査請求書において、審査請求に係る処分の内容として「令和3年5月19日付の審査請求人に対する住民税督促に関する処分」と記載しているが、本件審査請求において審査請求人が求める内容は、審査請求人が新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け失業

し、借金の返済を行うと手元にお金が残らない状態であるにもかかわらず、令和2年度市府民税の督促（滞納処分の前提要件）を行う処分庁の行為が違法又は不当であると主張して、その取消し及び残税の免除又は滞納処分の執行停止を求めているものと解される。よって、ここで令和2年度市府民税の減免及び滞納処分の執行停止についても触れておく。

まず、個人の市民税の減免（法第45条の規定により個人の府民税の減免を含む。以下同じ。）については、条例第44条及び八尾市市税条例施行規則（平成13年八尾市規則第18号。以下「規則」という。）第6条の規定により、納税義務者がこれらの規定に規定する減免基準に適合すると認められる場合に限り、納期限までの申請により減免を受けることができるものである。また、その手続は、条例第44条第6項の規定により同項に規定する申請書にその事由を証明する書類を添付して行う必要があるもので、督促処分に対する審査請求において行うことができるものではない。なお、審査請求人に係る令和2年度市府民税については、この弁明書の提出の日において減免の申請期限（納期限）が経過していることが認められる。

また、滞納処分の執行停止については、法第15条の7第1項にて要件等が規定されているが、これは、滞納者に滞納処分をすることができる財産がない等の場合において、法の規定に基づき滞納処分の執行を停止することにより、合理的かつ効率的な滞納整理の事務運営を図ることを目的とするものである。よって、滞納処分の停止の要件等に該当すると認められたときに処分庁が職権により滞納処分の執行を停止することができるものであるため、そもそも納税者に申請権を認めておらず、個人の市民税の減免と同様に、督促処分に対する審査請求において求めることができるものではない。

### (3) 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されることが相当であると思料する。

### 2 理由

審理員意見書のとおり。

## 第5 審査庁が行おうとする裁決の内容

### 1 結論

本件処分に対する審査請求については、理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却する。

### 2 理由

審理員意見書に記載のとおり、本件処分に違法又は不当な点が認められなかったため。

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件に係る法令の規定について

#### (1) 賦課徴収に関する規定について

法第294条は、第1項で「市町村民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により・・・課する。」と、同項第1号で「市町村内に住所を有する個人」と規定している。

法第318条は、「個人の市町村民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。」と規定している。

法第319条第2項は、「市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該個人の道府県民税を併せて賦課し、及び徴収するものとする。」と規定している。

法第321条の7第1項は、「個人の市町村民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第320条の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収しなければならない。」と規定している。

条例第41条第1項は、「個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第30条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては、直ちに普通徴収の方法によって徴収するものとする。」と規定している。

## (2) 督促に関する規定について

法第329条は、第1項で「納税者・・・が納期限・・・までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。」と、第3項で「特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第1項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。」と規定している。

法第331条は、第1項で「市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。」と、同項第1号で「滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。」と規定している。

条例第58条は、「法第329条第1項に規定する督促状は、当該納期限後30日以内に発しなければならない。」と規定している。

## (3) 減免に関する規定について

条例第44条は、第1項で「市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、市民税の全額負担に堪えることが困難であると認められる者に対しては、申請に基づき、当該各号に定めるところにより、市民税を減免することができる。」と、第5項で「第1項及び前項に定めるもののほか、公益上その他特別の事由により、市長が特に必要と認めるときは、市民税を減免することができる。」と、第6項で「第1項から第3項まで及び前項の規定により、個人の

市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項（注：同項第1号から第3号までの規定で住所及び氏名、年度、期別及び税額並びに減免を受けようとする事由と規定している。）を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。」と規定している。

規則第6条は、「条例第44条第5項の規定による市民税の減免は、次の各号に掲げる場合について、当該各号に定める減免率により行う。」と規定している。

#### (4) 執行停止に関する規定について

法第15条の7は、第1項で「地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。」と、同項第1号で「滞納処分をすることができる財産がないとき。」と、同項第2号で「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。」と、同項第3号で「その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。」と規定している。

## 2 本件処分に違法又は不当な点があったか等について

処分庁は、審査請求人に係る令和2年度市府民税における徴収金の納付がなかったため、法及び条例の規定により本件処分を行ったとのことである。

これに対し、審査請求人は、本件処分について、前記第3の1に掲げるとおり主張する。

もともと、本件審査請求の対象である督促処分は納税義務者の失職により実体的及び手続的に影響を受けるものではなく、審査請求人が理由として挙げる「失業し、ニートになってしまった」ことが本件処分との関係でいかなる法令違反を構成するかの主張が審査請求書から読み取れない。また、「他方面への借金返済も行わなければならないため、住民税を払うことができない」との理由についても同様であり、住民税が強制徴収公債権であることも勘案すれば、このような事情が本件処分の違法性又は不当性に影響するものではない。

以上が前提であるが、念のため、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点が存在するかについて、審査会の判断を示す。また、審査請求人は令和2年度市府民税の残額について免除を希望する旨の主張を行っているが、かかる主張は、本件処分及びその前提となる賦課処分が有効であることを前提とするものであるから、それ自体、本件処分に対する不服の理由になりえないものと思料される。ただし、審査請求人のかかる主張は、本件審査請求の対象とはならないものの、処分庁が残税を免除しなかったこと及び滞納処分の執行停止を行わなかったことについての不作為の違法を主張するものであると一応構成する余地があることから、念のため、これらの点について審査会の意見を申し添える。

### (1) 本件処分について

市町村民税に係る督促については、法第329条第1項の規定により、納税者が納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないとされている。ただし、同条第3項の規定により、市町村においては、当該市町村の条例で同条第1項に規定する期間と異なる期間を定めることができ、本市においては、条例第58条で納期限後30日以内に督促状を発することを定めている。なお、この発付期限に関する部分は訓示規定であって、この発付期限を経過した日以後に発した督促状であっても、その効力には影響がないと解されている（徳島地裁昭和30年12月27日判決）。また、

法第331条第1項第1号の規定により、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならないと定められており、督促状の送付は滞納処分的前提要件となるものである。

上記の点について、納付誓約書によれば、令和2年度市府民税（〇〇〇〇円）について、納期限である令和3年2月1日までに完納することが困難であるため、納付計画に沿って、分納をすることを審査請求人は誓約している。本来であれば、納期限後30日以内に督促状を発する必要があるため、同年3月3日までに督促状を発するものと考えられるが、失職したという審査請求人の事情を考慮したこと、今後の自主納税を推進する上で分納による徴収緩和を行う方が徴収上有利と判断したこと及び納付計画に沿って完納することにつき審査請求人から署名押印した納付誓約書の提出を受けたことから、納付計画どおりに履行が確認できる限り督促状の送付を要しないと処分庁は判断したとのことであり、処分庁のかかる判断は適当である。

もっとも、処分庁は、分納1回目（〇〇〇〇円）は令和3年2月28日に納付があったが、分納2回目及び3回目（各〇〇〇〇円）については、各納付期限までにいずれも納付がなかったと主張しており、この点について審査請求人からの反論がないことから、審査請求人は納付計画に沿った納付を履行していないことが認められる。そして、納付計画に沿った納付がされない中で、処分庁はこのまま納付がなければ財産の差押えも必要な状況が考えられたため、分納誓約を取消しするとともに、審査請求人に対して本件処分を行ったとのことである。処分庁は、督促状の送付を要しないと判断した事情が変化したため、法及び条例の規定に基づき本件処分を行ったものであり、何ら違法又は不当な点は見受けられない。

したがって、処分庁が本件処分を行ったことは適当であり、審査請求人の主張には理由がない。

なお、審査請求人は令和2年度市府民税の賦課決定について何ら主張を行っておらず、賦課決定は督促処分的前提となる手続ではあるものの、それぞれ目的及び効果を異にする別個の手続による行政処分であることから、賦課決定が違法又は不当な処分に当たるかについては、本件審査請求の審査対象ではないと考える。

## (2) 個人の市民税の減免について

条例第44条第6項の規定により、個人の市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、住所及び氏名、年度、期別及び税額並びに減免を受けようとする事由を記載した申請書にその事由を証明する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

上記の点について、納付誓約書によれば、審査請求人に係る令和2年度市府民税の納期限は令和3年2月1日であることが認められる。一方、処分庁は、同年9月27日時点において審査請求人から減免申請を行われていないと主張しており、審査請求人からの反論がないことから、令和2年度市府民税の納期限までに減免申請を行っていないことが認められる。

したがって、審査請求人が減免申請を行っていない以上、行政不服審査法第3条に基づいて不作為についての審査請求を行うことはできないことから、仮にこの点に関する審査請求を行ったとしても、却下されることが妥当である。

## (3) 滞納処分の執行停止について

法第15条の7第1項の規定により、地方団体の長は、滞納者につき滞納処分をすることができ

る財産がない等の事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。もっとも、滞納者に滞納処分の執行停止を求める申請権は認められておらず、地方団体の長は職権により滞納処分の執行を停止することができるものである。

上記の点について、処分庁は、滞納処分の停止の要件等に該当すると認めるときに処分庁が職権により滞納処分の執行を停止することができるものである。

したがって、そもそも納税者に申請権が認められていない以上、行政不服審査法第3条に基づいて不作為についての審査請求を行うことはできないことから、仮にこの点に関する審査請求を行ったとしても、却下されることが妥当である。

#### 第7 当審査会における調査審議の経過

年 月 日	調査審議の内容
令和4年3月4日	諮問書の受理
令和4年3月4日～ 令和4年3月14日	審査
令和4年3月30日～ 令和4年6月7日	審査・答申

#### 第8 当審査会の委員構成

役 職	氏 名	備 考
会 長	石 田 榮仁郎	大学名誉教授 弁護士
職務代理者	上 崎 哉	大学教授
	村 岡 悠 子	弁護士

八尾市行政不服審査会

会長 石 田 榮仁郎

委員 上 崎 哉

委員 村 岡 悠 子